平成２０年（フ）第２１９号
鳥取県米子市和田町93番地１
破産者　吉田　正榮
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７０号
香川県綾歌郡綾川町小野甲310番地１
破産者　西村　　巌
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８６７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目39番２号
破産者　岩井　定一
１　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
２　一般調査期日　平成24年12月17日午前10時30分
平成24年10月31日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４４号
大阪市福島区海老江３丁目10番６号　カーサベルデ203号、開始決定時の住所大阪府枚方市堂山３丁目23番７号
破産者　佐々木兼司
１　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
２　一般調査期日　平成25年１月17日午後３時30分
平成24年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７号
高知県四万十市中村弥生町74番地１
破産者　有限会社しばてん
１　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
２　一般調査期日　平成25年２月13日午後２時
平成24年11月２日　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２８号
高知県四万十市中村山手通３番地
破産者　古田　　廣
１　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
２　一般調査期日　平成25年２月13日午後２時
平成24年11月２日　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２２号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目12番28号
破産者　南里　仲二
１　破産債権の届出期間　平成24年12月６日まで
２　一般調査期日　平成25年２月22日午前10時
平成24年11月１日
佐賀地方裁判所民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３０号
愛媛県今治市馬越町２丁目４番45号
破産者　長井　直也
異議申述期間　平成24年12月20日まで
平成24年11月１日　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第８号
熊本県山鹿市鹿本町来民1498番地５
破産者　森山三千代
異議申述期間　平成24年12月21日まで
平成24年11月２日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１６４９３号
東京都渋谷区広尾４丁目１番10号　912号、住民票上の住所福井県越前市若竹町６―27
破産者　山本晨一朗
審尋期日　平成24年12月19日午後４時
平成24年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

更生手続開始

平成２４年（ミ）第１２・１３号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋クラブ
代表者代表取締役　井桁　文雄
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　株式会社太平洋クラブについて更生手続を開始する。
３　管財人　永沢　　徹
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。ただし、更生債権であって、東京地方裁判所平成２４年（再）第７号民事再生事件において再生債権としての届出があったもの（民事再生法97条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない。
⑴　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年２月28日まで
⑵　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年６月28日から平成25年７月12日まで
６　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年８月23日まで
７　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１４号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋ゴルフサービス
代表者代表取締役　井桁　文雄
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　株式会社太平洋ゴルフサービスについて更生手続を開始する。
３　管財人　永沢　　徹
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。ただし、更生債権であって、東京地方裁判所平成２４年（再）第８号民事再生事件において再生債権としての届出があったもの（民事再生法97条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない。
⑴　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年２月28日まで
⑵　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年６月28日から平成25年７月12日まで
６　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年８月23日まで
７　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１５号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　株式会社太平洋アリエス
代表者代表取締役　井桁　文雄
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　株式会社太平洋アリエスについて更生手続を開始する。
３　管財人　永沢　　徹
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年２月28日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年６月28日から平成25年７月12日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年８月23日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１６号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
更生会社　太平洋ヒルクレスト株式会社
代表者代表取締役　井桁　文雄
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　太平洋ヒルクレスト株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　永沢　　徹
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年２月28日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年６月28日から平成25年７月12日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年８月23日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年８月30日まで
東京地方裁判所民事第８部